

## 小清水町総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、小清水町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (構成員)

第3条 会議は町長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限の属する事務について協議する必要があると思料すべきときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者または学識経験者を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (議事録)

第7条 議事録は、会議の終了後に遅滞なく作成し公表に努めるものとする。

### (調整結果の尊重)

第8条 構成員は、会議において調整が行われた事項の結果を尊重しなければならない。

### (庶務)

第9条 会議の庶務は、総務課及び生涯学習課が連携して処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。